

旧壱岐風土記の丘跡地等利活用に係る公募要項

令和8年5月27日

(旧壱岐風土記の丘跡地等利活用募集の目的)

第1条 壱岐市(以下「本市」とする。)では、閉園した旧壱岐風土記の丘に関連する土地や建物を有効に活用し、地域振興の発展のための事業を展開する事業者(以下、「事業者」という。)を幅広く募集し、標記跡地の貸付による事業内容の提案を受け、事業者を決定するものである。

(事業提案の諸条件)

第2条 応募資格は、次のいずれの項目にも該当しない者とする。

- (1) 宗教活動・政治活動を行う利用。
- (2) 公益を害するおそれのある用途での利用。
- (3) 税の滞納がある者。

(貸付)

第3条 土地及び建物については一括貸し付けを原則とするが、提案内容により一部貸し付けを認める場合もある。ただしその場合においても当該土地内全ての維持管理を行うものとする。

(提案内容)

第4条 提案内容においては、指定した対象施設(土地・建物)を活用すること。また、当該施設が地域の観光・教育・文化における中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域の活性化や振興発展に貢献する事業であることとし、下記のいずれかによるものとする。

- (1) 周辺地域又は本市の産業振興に資する事業
- (2) 周辺地域又は本市の福祉の向上に資する事業
- (3) 周辺地域又は本市の雇用促進に資する事業
- (4) その他住民サービスの向上に資する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(適切な維持管理)

第5条 跡地利用者は、地域への環境を配慮し、適切な維持管理に努めること。また維持管理に要する経費はすべて事業者の負担とする。

(法令等の順守)

第6条 当該用地の一部は国史跡地であることから、文化財保護法の適用を受けることに留意すること。それ以外にも関係法令等を遵守すること。

(実施調査)

第7条 賃貸借権の設定の日から、相当と認められる期間は事業者の義務履行状況等を確認するため、使用状況等の報告を求める場合がある。

(貸付に関する事項)

第8条 貸付価格については市条例・規則に従い、適正な対価とする。ただし公益性が極めて高く、かつ市長が特に認めた場合はその限りではない。

(事業者の費用負担)

第9条 事業者の費用負担は、次のとおりとする。なお、詳細は、事業者と協議するものとする。

- (1) 契約に要する費用
- (2) 施設の維持管理費に要する費用
- (3) 内外装改修、設備の改修等にかかる費用
- (4) 既存建物の解体撤去等に要する費用(但し市が認めた場合のみ。また国指定地内は文化財保護法の規定により国の許可が必要)
- (5) 使用しない設備や備品の撤去や廃棄に要する費用
- (6) 賃貸借期間終了後の現状復旧に要する費用

(貸付等の禁止)

第10条 事業者は、市長の許可なく既存施設及び設備の全部または一部を転貸し、または賃借権を譲渡してはならない。また届け出た事業以外の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(瑕疵担保責任)

第11条 本市との契約締結後、物件に隠れた瑕疵があることを発見しても代金の減額又は損害賠償の請求若しくはこの契約を解除することはできないものとする。

(応募書類)

第12条 提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 利活用申込書(様式1)
- (2) 利活用にかかる事業計画書(任意様式)
- (3) 利活用にかかる事業等の収支計画書(任意様式)
- (4) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (5) 財務の状況を示す書類(任意様式)
- (6) 個人の場合は「住民票」、法人にあっては「法人登記簿本(履歴事項全部証明書)」
- (7) 納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(応募に関する留意事項)

第13条 留意事項については、次のとおりである。

- (1) 提出された応募書類の内容を変更、修正することはできないものとする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合、応募資格を偽った場合は、失格とする。
- (3) 提出された応募書類は公開する場合がある。

- (4) 申請後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 応募にかかる経費はすべて応募者の負担とする。
- (6) 貸付対象用地は、一部が国史跡「壱岐古墳群」地内となっていることから、原則として現状変更(建築物の増改築や掘削行為等)不可とする。ただしやむを得ない場合においては別途協議することとする。
- (7) 事業者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることができるものとする。

(事業者の選定)

第14条 壱岐市旧壱岐風土記の丘跡地等利活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)において事業者の選定を行うものとする。なお、選定された事業者にあつては、提案された事業に取り組むことができる候補者であり、市が定める所定の手続きを経て跡地の利活用に係る契約等の相手方となる。

(審査方法)

第15条 検討委員会にて書類審査を行うものとする。ただし、提案内容が本市の示す「地域の活性化と本市の振興発展に貢献する事業」に該当しないと判断した場合は、その提案を却下できるものとする。

2 審査提出書類に基づき事業内容について応募者に説明を求め、地域の活性化と地域振興発展の実現可能性について、個別のヒアリングを行う。

3 事業者の選定にあつては、書類審査及びヒアリングの結果を踏まえ、検討委員会において総合的に判断を行い決定する。

(審査結果)

第16条 審査結果は、検討委員会より応募者全員に通知するものとする。ただし、施設を開設するまでの間に事業者となることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、事業者としての資格を取り消すことができるものとする。